

第2回 定例会

一般会計補正予算など10件を可決

令和7年第2回定例会は5月30日に招集され、全ての案件を議決し6月17日に閉会しました。初日の本会議には、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正、物品の取得、令和7年度一般会計補正予算（第2号）など8件が提案され、この中の4件が委員会に付託されました。最終日には議員から意見書案2件が提案されました。ここでは、委員会付託された議案の委員会審査の概要などを報告します。提案された全ての案件の件名および審議結果は、最終面「令和7年第2回定例会の会議結果」をご覧ください。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料を定める条例の一部改正

物価高騰の影響で保育園の食材費に関する国の公定価格が引き上げられたため、公立保育園給食のうち副食費の上限額を公定価格に合わせて月額100円引き上げる条例改正案が提出され、全員賛成で原案可決されました。

文教社会常任委員会での審査の概要は次のとおりです。

問 昨年12月に続いて条例改正が行われますが、保護者の実費負担額に対する考え方を伺います。

答 令和6年第4回定例会で、今回と同様に国の公定価格の引き上げに合わせて副食費の上限額を4500円から4800円に引き上げる条例改正を行った際に、令和7年度上半期の保護者の実費負担額は4500円に据え置く特例措置を講じました。今回、上限額を月額4900円としますが、保護者の実費負担は、特例措置を令和7年度下半期も継続し、4500円のままとする予定です。

問 今後の国の公定価格の見通しについて伺います。

答 国の公定価格は毎年おおむね2回、加算項目の追加や見直し、直近の物価変動などにより改正されており、物価高騰が続くと今後も公定価格の引き上げが予想されます。市はこの公定価格改正に併せて条例改正を行う予定です。



一般会計補正予算（第2号）

一般会計補正予算（第2号）には▽河原口高水敷（仮称）スポーツ・コミュニティ広場」整備工事の実施▽こどもセンター保育所の設置▽高齢者予防接種事業費の増額▽木造住宅の耐震改修にかかる補助制度の拡充―などの費用が計上され、賛成多数で原案可決されました。予算決算常任委員会の各分科会での審査の概要は次のとおりです。

総務分科会

問 河原口高水敷（仮称）スポーツ・コミュニティ広場において、現時点で有料化を想定している施設を伺います。

答 芝生で整備するレクリエーションエリアは無料とし、スポーツエリア、ターゲットボードゴルフ場、高架下の駐車場を有料とすることを想定しています。

問 災害により浸水した時の復旧費用の見込みを伺います。

答 国の災害復旧事業の適用を想定していますが、被害状況により大きく左右されるため一概に算出することはできません。また、原状回復をどこまで求めるかにもよるため、状況を見極めながら判断するものと考えています。

問 周辺道路の交通事情への配慮やトイレの箇所などの市民意見への対応について伺います。

答 交通事情については近隣住民に悪影響のないよう駐車場への引き込み動線を十分に確保するなど対策を講じてま

います。トイレについてもさまざまな設置方法を検討して整備してまいります。

文教社会分科会

問 こどもセンター保育所の整備全般について伺います。

答 こどもセンターとわかば会館の間に公私連携型の保育所を設置するもので、園舎の整備は10年間のリース方式で市が行い、運営は民間保育事業者が行います。定員は60名で、開所時期は令和9年4月を目指しつつも、周辺の整備状況を見極めて適切に判断していきます。

運営期間は市役所南側芝生広場の保育所と同様、待機児童が解消されるまでの緊急措置として15年から20年程度を見込んでいます。構造は軽量鉄骨平家建ての予定です。

問 高齢者の新型コロナウイルスとインフルエンザ予防接種について今年度は自己負担を求めた背景を伺います。

答 昨年度は高齢者の重症化予防や医療機関の診療体制の逼迫の危険性などを考慮し、新型コロナウイルスおよびインフルエンザの予防接種の自己負担を無料としました。

今年度は、昨年度の新型コロナウイルスワクチンの接種率が低下したことや、厚木保健福祉事務所管内の感染状況に拡大傾向が見られず診療体制の逼迫の危険性が下がりつつあることを鑑み、自己負担を求めることにしました。

経済建設分科会

問 昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震改修状況を伺います。

答 耐震改修工事を行ったのは140件ほどで、令和5年度末で、市内の戸建て住宅全体の耐震化率は約9割です。

問 耐震改修の補助対象を平成12年5月以前の耐震基準の木造住宅にまで拡充することの周知方法を伺います。

答 広報えびなやホームページで周知するとともに、現在も行っていますが、建築年代などを考慮して、順次、建物所有者に郵送する方法で周知も図ります。

問 制度拡充の対象となる対象物件数について伺います。

答 拡充対象期間の昭和56年6月から平成12年5月までに